

令和2年6月定例会 文教委員会の概要

日時 令和2年6月29日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時44分

場所 第8委員会室

出席委員 木下博信委員長

宇田川幸夫副委員長

高木功介委員、荒木裕介委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、

平松大佑委員、柿沼貴志委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、

佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、関口睦市町村支援部長、

岡部年男教育総務部副部長、青木孝夫県立学校部副部長、

依田英樹県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、

古垣玲市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、

栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、

塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、豊田清明県立学校人事課長、

小出和重高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、

中沢政人生徒指導課長、伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、

竹井彰彦特別支援教育課長、片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、

八田聡史義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、

横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、

阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち教育局関係	原案可決
第93号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第94号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第97号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 埼玉県学力・学習状況調査について

2 教員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について

報告事項

- 1 指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について
- 2 令和2年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑】

高木委員

- 1 第88号議案について、情報教育推進費の中で通信回線の整備とあるが、いわゆるGIGAスクール構想が進んでいるが、その整備とどう違うのか。
- 2 端末整備はBYODで対応し、家庭で所有しているものを前提としているが、所有していない生徒へはどのように対応するのか。
- 3 オンライン教育については、先日の委員会で私からも指摘したように、教員が活用できなければ意味がない。今回の予算計上に際し、オンライン教育についての教員への対応は、どのように考えているか。
- 4 第97号議案について、学校教育総合支援事業費として、学習指導員の配置に多額の予が計上されているが、何人をどれだけの期間雇用するのか。
- 5 中学校・高等学校・特別支援学校管理費は、各県立学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置するという事を考えているようだが、4月の補正予算でも同じような、県立学校に対して計上された内容があったと思うが、それとどう違うのか。

高校教育指導課長

- 1 GIGAスクール構想では校内のネットワークの張り替えが行われるが、今回、予算計上しているものは、校内のネットワークではなく、外部から各校に専用回線を引いてくるところが違う。
- 2 モバイルルーターとともに学校にあるタブレット端末を貸し出す予定である。
- 3 同時双方向通信を実現するためのアプリケーションの使い方や効果的な活用方法を学校現場に定着させるために、総合教育センターによる技術的な指導支援を行っていく。さらに、教員に対して、ICT活用に関する各種研修を計画的に実施し、整備したものが十分に活用されるよう支援していく。

義務教育指導課長

- 4 市町村に対して支援するもので、国のモデルに従い、小学校2人、中学校1人を配置するもので、総計1,760人の配置に必要な予算を計上している。期間は28週とっている。

財務課長

- 5 学校における感染症対策を徹底しながら、子供たちの学習を保障するため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するための経費で、各学校の学級数や教員数等の規模に応じて配分するものである。4月の補正予算では、保健衛生用品について、当面の3か月分の経費の措置をしたが、今回の6号補正予算では、通年分の保健衛生用品と学習保障に関する経費を要求したものである。

高木委員

- 1 生徒に貸し出すモバイルルーターや端末を重過失なく破損したり、壊してしまった場合の補償はどのように対処するのか。
- 2 学習指導員について、本事業の根拠となっているのは、文部科学省が各都道府県教育委員会に4月21日に発出した依頼だと思うが、その文書の中では、「想定される事業

内容や今回の非常時・緊急時という特性を踏まえ、必要に応じた資格要件を緩和し、幅広く人材確保ができるよう留意いただきたい」と記載されている。緊急時に限って行うということだが、28週という短期間で重責を全うできる人材を集めることができるのか。

- 3 4月の補正で、文科省のマニュアルにも書いてある「いろいろなところの消毒を毎日しなくてはならない」ということが、可能なのかを質問させていただいた。今回も可能なものであるとの考えか伺う。

高校教育指導課長

- 1 貸出しの際に破損した場合については、ケースバイケースで判断していく。

義務教育指導課長

- 2 配置される人材は、非常に重い責任を担っているという御指摘については、委員お話しのとおりである。学習の遅れを取り戻すことについては、学習指導員のみには担わせるということではなく、教員も学習指導員と連携して取り組むものだと考えている。人材確保が可能かという点については、文部科学省から人材バンクというものが、各都道府県教育委員会に対して提供されている。その中では、今回の事業に対応できる退職教員や教員志望の大学生の方々が手を挙げている。こうしたものを活用しながら人材の確保を図っていきたいと考えている。

保健体育課長

- 3 4月の補正のときに答弁させていただいたとおり、県立学校における消毒対応は、クラスについては担任の教職員が、それ以外のところは担任以外の教職員が消毒に当たるという考えである。委員御指摘のとおり、確かに職務について負担となる部分もあると思うが、全ての教職員が協力して、消毒をしていけるように指導していく。

高木委員

ケースバイケースと答弁があったが、状況の判断により言い合いになってしまうことがある。契約の際、紙面でトラブルがないような形にしてほしいと思うが、どのように考えているか。

高校教育指導課長

貸し出す際には、生徒や保護者に理解を得た上で対応していく。

高木委員

もう少し具体的にというか、何でもそうだが、レンタカーを借りるときにも責任を明確にするはずである。あまり曖昧にしておくと、結構危ない。御承知のように、精密機械はどちらが悪いかわからず壊れてしまうことがある。特に、ふだん使うものでも当たり外れがあるように様々なことがある。そのようなことについて、どのような考えを持っているのか。

高校教育指導課長

貸出しを考えているのは、リース品の端末と買取りとなるモバイルルーターになる。端末の保証については、リース会社が契約している保険会社の範ちゅうになるので、こういうケースにはこう対応するというものは、分かる限り調べて、例えば書面にしてお知らせ

し、それを御理解いただいた上で、トラブルがないようにしたいと考えている。

高木委員

リース料は借りた本人ではなく、学校側が負担するという理解でよいか。

高校教育指導課長

県の負担である。

水村委員

- 1 情報教育推進費ということで、今も少しお話しがあった補正額は5億8千万円ほどとなっているが、こちらの積算根拠を教えてください。例えば貸出し用モバイルルーターの整備とあるが、現時点で、具体的にどのくらいの割合の生徒がインターネット環境がなく、何台くらい必要ということ把握しているのか。
- 2 教員に研修を行っていくとの話があったが、この間、試行錯誤しながらオンライン授業をやってきたと思うが、具体的にどういう課題があったと把握しているのか。
- 3 5号、6号補正の学習指導員について、具体的な採用スケジュールを伺う。また、採用された場合の職務内容や人材バンクに登録されている人材を活用すると言っていたが、採用されるに当たってほかに資格が必要なのか。
- 4 外部人材配置費について、スクール・サポート・スタッフの配置とあるが、何か必要な応募資格があるのか、どのようなスケジュールで採用を行うのか、どのような職務を行うのか。
- 5 新型コロナウイルス県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業だが、学校において、修学旅行を中止するところと実施するところが出た場合、学校間で不公平感が生徒の間で出る恐れがあると思うが、県教育委員会として、中止するのか実施するのか、こういった判断基準を示す考えがあるのか。

高校教育指導課長

- 1 モバイルルーターに関する部分は、事前にICT環境のない家庭を調査し、県立中学、高校については2,719台、特別支援学校については、1,743台分を予算計上している。なお、実際に購入する際には、改めて調査を実施する予定である。
- 2 教員のICTスキルによって、取組状況に差が生じていたり、リアルタイムで生徒の反応や理解、定着度がなかなか分からないという課題が出てきた。こういった課題については、研修等に対応していきたいと考えている。
- 5 修学旅行の実施については、行き先や日程、各学校の実情に応じて校長が判断することが適当であると考えている。各学校では、現状における実施の可否の判断に際して、目的地等の状況や現地の医療体制等、生徒の心情を考慮した上で、キャンセル料と保護者負担にも配慮するように通知しているところである。県としては、校長と情報交換を緊密に行いながら、学校現場を支援していきたいと考えている。

義務教育指導課長

- 3 予算を承認いただいた後に、順次、各市町村教育委員会で採用をする。職務内容については、まず一つは補習である。臨時休業に伴う学習の遅れが生じているので、必要な子供に補習を行う。また、授業の中でチームティーチングなどを行うことも職務の一つとなる。具体的には、教室の中で授業内容が十分に理解できていないと思われる子供に学習指導員が付いて、個別にフォローする、といったものである。次に、資格につい

て、先ほど申し上げた人材バンクへの登録は、資格要件はない。また、今回、学習指導員については、国も特別な資格要件を設けていないし、本県でも設けていない。一方、質の確保については、市町村教育委員会が面談を行って、能力や適性を判断するものと考えている。

小中学校人事課長

- 4 学習指導員と同様に資格要件はない。地域の人材等を活用、あるいは大学生等の活用を考えている。採用スケジュールについては、学習指導員と同様に本定例会で承認いただいた後に、市町村の方で面接を行い、採用という形になると思う。市町村によっては補正を組む場合があるので、そういった場合は9月にずれ込むこともある。これは市町村によって分かれてしまうかと考えている。職務内容であるが、今回配置するスクール・サポート・スタッフについては、コロナ対策のための教職員の業務補助を目的としている。具体的には、子供の健康観察の取りまとめ作業、家庭との連絡増加に伴う業務の補助、そして、教室内の換気、消毒等の感染症対策の業務を中心にやっていただきたいと考えている。

荒木委員

- 1 5号補正の情報教育推進費について、県立学校のオンライン授業の環境整備等のため、通信回線を100メガから2.5ギガまで増やすということだが、増やすことで何が違って、どこまでのことが可能になるのか具体的に教えてほしい。
- 2 ゆとりある障害児教育推進事業費について、特別支援学校の小学生、中学生に一人一台タブレットなどを提供することだと思うが、特別支援学校なので子供たちにしっかりと使いこなしてもらうために慎重な指導や教育が必要だと思う。しっかりと使いこなしてもらうために、どういった指導があるのか。丁寧に指導いただくということだと思うが具体的に教えてほしい。
- 3 6号補正の学校体育振興費について、6月の文教委員会の閉会中審査の時に是非とも日本高等学校野球連盟、全国高等学校体育連盟に補助して、今まで目的のために頑張ってきた生徒たちに対する報いの大会を支援してほしいと発言した。今回、1,000万円という形で予算が計上されている。高体連、高野連に合わせて1,000万円ということだが、この補助金が具体的にどういった形で使われていくのか伺う。

高校教育指導課長

- 1 臨時休業等の緊急時において、同時双方向型のオンライン学習が実現できるようになる。また、平常時においても、新規回線をいわゆるBYOD回線として使用することで、高校においても、一人一台の環境を実現することができると考えている。

特別支援教育課長

- 2 一番大切なことは子供たちがICTに対して興味を持つことだと思っている。それに向けて、6月中に教員によるプロジェクトチームを立ち上げ、どういった活用ができるのかも含めて、教員への研修を整理していきたいと思う。

保健体育課長

- 3 対象経費については、委員御指摘のとおり、高等学校の野球については高等学校野球連盟、その他の競技については高等学校体育連盟の方に、必要経費を勘案して1,000万円を按分して補助をしていく。具体的な内容については、施設の借用料であったり、

審判員であったり、医師、看護師等の謝金、旅費等、アルコール手指消毒薬等保健衛生用品等に対して補助するものである。

荒木委員

確認だが、高野連、高体連の補助は、必要なところに必要な分を充当するというのをしっかり協議した上で決まったものか。

保健体育課長

そのとおりである。現在、高等学校野球連盟については、代替大会の開催が決定している。その必要経費について確認している。また、高等学校体育連盟については、各競技団体において、計画を作成中であり、現在25競技団体から提出されている経費の合計額を按分しているところである。

武内委員

スクール・サポート・スタッフの予算の考え方について確認したい。スクール・サポート・スタッフを配置する市町村の補助ということだが、対象は全ての小中学校ということによいのか。また、市町村負担はどうなっているのか。

小中学校人事課長

今回の配置については、令和2年度当初予算でスクール・サポート・スタッフを配置する市町村が32市町276校ある。それ以外の全ての小中学校に781人を配置する予定で動いている。経費に関しては、国庫支出金が3分の1ある。残り3分の2は地方創生臨時交付金を利用し国と県で負担するという形になる。ただし、旅費、社会保険料については市町村の方で持ち出しをしていただくという形になる。

武内委員

当初予算のスクール・サポート・スタッフの業務は、働き方改革の一環として教員の負担を軽減するものでコロナ対策は想定していないが、今回は新たにコロナ対策での補助業務という、同じ名前ではあるが全く異なる業務内容となっている。したがって本来は今回の補正対象外である設置済みの市町村に対しても、業務量分を県が補助すべきではないか。当初予算では、市町村負担が3分の1ということであるが、当初のスタッフを配置する市町村についてもコロナ対策業務は当然行うと思う。その金額は市町村の持ち出しということになり、非常に不公平であると考えるが、県の予算措置はないのか。県の考え方を伺う。

小中学校人事課長

当初配置しているスクール・サポート・スタッフについては、教員の業務補助を目的として配置をした。その後、コロナの影響により今回の緊急配置ということで新たにスクール・サポート・スタッフを配置するための予算を計上させていただいた。今回は消毒等といったコロナ対策に特化したものになるが、今まで配置していたスクール・サポート・スタッフにも教員の業務補助の一環でそうした業務と一緒に現在やっていただいているのが現状である。年度当初に配置するスクール・サポート・スタッフは教員の負担を少しでも軽減するという目的で配置をしているので、一部業務をお願いしているのが現状である。次に、3分の1の財政負担を市町村に年度当初お願いしている点についてであるが、今回のスクール・サポート・スタッフ配置について、年度当初配置している市町村にもこちらで確認した。今回は緊急的な配置であり、次年度以降、市町村が主体的に働き方改革に取

り組むためには、市町村で予算を負担し、その後市町村の中で予算を組み立ててやっていきたいという考えが強いという現状であった。市町村で3分の1負担したのにとことではなく、市町村として継続的にやっていきたいという希望が多かった。こちらについては、こういった考えで取組をした。

武内委員

当初スクール・サポート・スタッフを配置した市町村からは、今回加わる業務についての予算措置の要望はなかったのか。また、県としての予算の考え方はどのようなものか。

小中学校人事課長

今回、国は緊急措置ということで今年度のみ配置と予想される。スクール・サポート・スタッフについては、現在、働き方改革の一環で配置しているが、こちらについても今後、力を入れて県で市町村を支援し、継続的にそれができるようにというのが県の今の考え方である。

武内委員

今回、業務が新しく加わるわけだが、そういうものに対して、国からお金をもらって国庫10分の10だからその分だけでやってもらうということではなく、県全体で平等にということであれば、県単でも予算措置すべきではないか。差があるのはおかしい。

小中学校人事課長

委員お話しのとおり、当初予算で配置している市町村に予算措置しないという話があるが、今回、学びの保障ということでトータル的にスクール・サポート・スタッフ、学習指導員等も含め学校を支援している。こちらについては、県でこれ以上の財政的な支援は厳しい現状があるので、今回の指摘を受け、今後のスクール・サポート・スタッフの配置について研究させていただく。

武内委員

この予算に限らず、国の予算が付いたためその部分だけ執行するという姿勢ではなく、教育としてどのようにして県全体の教育環境を整えるかといった観点で考えていただきたい。（意見）

平松委員

- 1 「資料2」5号補正の関係で、指導内容充実費、学校教育総合支援事業費として学習指導員の配置に係る予算が計上されている。同じ名称で6号補正の方でも計上されているが、5号補正に関しては補習等の補助という性格を持った学習指導員であると聞いている。各校に1名ずつ配置されると確認しているが、補習等の補助は教員のそばで学習指導員が補助する場合と、単独で行う場合が想定されるが、聞いたところでは大学生や教諭OB等で、指導力に差異があるのではないかと感じる。学校の規模、生徒数あるいは休校中の学びの状況で補習が必要な状況、指導力が必要な状況が変わってくると思うが、実効性を高めるためにも、この辺りをどのような形で補習をうまく進めていくつもりなのか、考えを聞きたい。
- 2 情報教育推進費について、先ほど各委員から質疑があったところかと思うが、緊急時への対応で、これは大変急務だと思っている。東京都も昨日60名の新規感染という状態で、中国では都市封鎖を考えているということで、第2波がいつ来るか全く分からな

いような状況である。そういった意味では、これは急いでやっていかないといけない話で、その中で教員のスキル等で課題があって、研修を行っていくという話もあった。前回の学校休業中の様々な課題をすぐに生かして、緊急時、第2波に備えるという部分で早急に取り組んでいく必要があると思うが、今後、どのようなスケジュール感で考えているのか。また、通信回線の整備ということで計上されているが、高速、大容量という形に今のネットワーク環境を変えていくという話である。確か一般質問でも答弁があったかと思うが、10月から工事に入って、完成するのが更に先の話といった状況なので、2.5ギガの前提が恐らく難しいだろうと考える。そういった状況でも急ぎ何ができるのかということを考えていかなければと思うが、今後のスケジュール感というか方針、とにかくあるものでどうにかして、子供たちの学びを止めないということが重要だと考えている。その辺の考えを確認したい。加えて、資料の表現の中に、「緊急時において」ではなく、「緊急時においても」という形になっている。先ほど、通常時においても通信回線を活用していくという話だったが、オンライン教育に限らず、ICTをどういうふうにこれから活用していくのかが、非常に重要な観点で、並行して取り組んでいかないといけない話だと思っている。端末の整備も、例えば、ある高校ではクロームブックを入れたり、一律の基準を示して、各学校で保護者が教材や、文具のような形で購入する形だと思うが、この辺をかなり前倒しにしてやっていく必要があると考える。スケジュール感を含め、オンライン教育でインタラクティブにやるという以外にも、家庭での学びということでAIドリルを活用したり、各自治体でいろいろと工夫もされているところもあるかと思うが、その辺の考えも確認したい。

- 3 「資料3」の6号補正の中で、新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費が予算計上されている。修学旅行については、多くの学校が延期をしたり、まだ実施をしていない中で、今後、判断していく状況かもしれないが、中には既に中止の決定をしているような学校もあると聞いている。そういった学校がどのくらいあって、そこに対してのフォローというのはどういった形になるのか。

義務教育指導課長

- 1 退職教員がなる場合と大学生がなる場合でスキルに差があるのは御指摘のとおりである。先ほど答弁させていただいたが、大事なことは、教員が指導員任せにするのではなく、しっかりと子供の学びの保障に積極的に関わることであると考えている。そうしたことから、教員との打合せを十分に行うことや、5号補正と6号補正の学習指導員を例えば同じ人物が務めることで、「この子供が授業中に分からなかったことはどういうことなのか」を学習指導員も把握をした上で、放課後にどのような指導を行うかということを考えられるかと思う。こうした工夫を行い、子供たちの学びの遅れを取り戻していきたいと考えている。

高校教育指導課長

- 2 回線の整備の前に第2波が来てしまったような場合については、まずは、インターネット環境のない生徒へモバイルルーターや、端末を貸与するなど、全ての生徒がオンライン学習を受けられるような環境をつくり、これが行われた上で、例えば、授業動画、解説動画の配信だとか、課題の配布、回収、WEBテストの実施などにより、生徒の家庭学習の実施状況や成果を確認し、学習評価に反映していくとともに、学習支援を継続していくというようなことになると思う。第2波までに回線が間に合った場合については、当然、同時双方向のオンライン授業を実施していくと考えている。第2波の備えについてのスケジュール感であるが、現在、学校教育の情報化の推進に関する法律を受け

て、県の学校教育情報化推進計画策定に向けての検討会議を設けている。この中でオンライン学習の計画について、併せて、現在検討を進めているところである。

- 3 現在、把握できているところでは、既に修学旅行を中止してキャンセル料が発生した学校は、県立高校で2校ある。その際、キャンセル料については、保護者が負担をしているので、今回の補正予算が承認されたところで、遑って、補助を行うということで対応していきたいと考えている。

平松委員

- 1 学習指導員について、5号補正の学習指導員と6号補正の学習指導員を兼ねるということであるが、その人が授業中と放課後を両方見るということか。それは可能であるとのことであるが、生徒の規模や休校中の学習状況によって異なる点については、それだけで対応できるのか。それだけでは難しいと思われるが、それ以外の対応についても見解を伺いたい。
- 2 情報教育推進費について、学校によってきちんと休校中の学びが進んでいたかどうか、うまく確認できていたかどうかや、教員の研修についても時間がかかる話だと思う。スピード感というところで、今のうちから固めてできる内容をしっかりやっつけていかないと難しいと思う。3月に整備が終わるとのことだが、ある意味ではそれをあてにしない前提での組み立てみたいなのが必要かと思う。その辺をちょっと急いで構築していただきたいと考えるが、その点を確認したい。

義務教育指導課長

- 1 兼務については、あくまで例示として出させていただいたものである。例えば大学生については、一日中、補習等に携わることは困難であるので、あくまで工夫の一つの例ということで説明させていただいた。指導員の状況によって、学習指導員の業務に充てられる時間が違ってくるのは御指摘のとおりだと思う。その上で、ほかに工夫できることであるが、例えば、学校が1校当たりの予算の範囲内で時間を絞る代わりに複数人の指導員を配置することや、各市町村において予算の範囲内で柔軟に対応するということが可能なので、課題が多い学校に人を多く配置するといった取組もできるようにしていきたいと考えている。

高校教育指導課長

- 2 臨時休業中に学校がいろいろな取組を行い、こちらも条件整備を進めてきた。その中でできてきたことを、現在、各学校から情報を集めているところである。好事例をまとめて学校へ周知し、県としてもその内容を分析して、最低限こうしたことは学校で行っていただきたいといったことをまとめて示していきたい。また、これに対して、教員はどういったスキルが必要かということも明らかにした上で、学校が第2波に備えて今からできることを、速やかに進められるよう、しっかりと準備をしていきたいと考えている。

西山委員

- 1 学習指導員について伺う。5号補正と6号補正両方で学習指導員が計上されている。5号補正は補習の役割、6号補正は休業中のティームティーチングを行うと聞いている。補習のイメージだが、放課後とか土曜日になると思うが、希望者を対象としたものなのか。あるいは、成績などを踏まえて学校側が対象者を定めるのか。
- 2 5号補正と6号補正の違いとして、ティームティーチングも重要だと思うが、今回、

国が予算を付けたのはどちらかという、休業中に学習できなかった部分を補習によりどうカバーするかということが趣旨だと思う。6号補正の指導員も補習をしっかりと行うというのが重要だと思うがどうか。

- 3 人材バンクという話があったが、どのようなものなのか。また、大学生、教員養成の学生が対象になるのであれば、学生にとっても、とてもいい勉強の機会になると思うし、教員採用に非常に苦労しているわけであるから、こういうところで優秀な学生、やる気のある学生をキャッチするというのはとても重要なことだと思う。そういう意味で、どうやって多くの学生たちを確保するのか。人材バンクの中には学生が入っているのか。

義務教育指導課長

- 1 補習のイメージであるが、事業目的は臨時休業中の学習の遅れを取り戻すといったことである。そのため、できる子供や希望者に補習を行うというよりも、理解が不十分だと思われる子供などに教員が声を掛け、補習等の対象とするものと想定している。
- 2 学習の遅れを取り戻していくためには、授業中に理解が進んでいない子供がいた場合は、放課後に補習を実施するという事は重要であると考えている。
- 3 国がインターネット上で「学習指導員になりたい人は登録してください」と募集をしている。その上で登録をした方について、都道府県に登録者の名簿が送付される。大学生を雇うことについてであるが、今回、大学においても教育実習ができないという状況があることから、国において、学習指導員としての活動を教育実習の一部として代替可能とする特例が設けられている。こうした特例があることをしっかりと大学へ周知するなどし、人材確保に努めていく。

西山委員

補習のイメージについて、どのような子供たちに補習するかということで、今一つ理解ができていないのではないかと、そのような子供を対象にするという話であったが、先生がクラスの中で「あなたは補習の対象ですよ」と言うことが、「勉強ができない」と言われているようであり、そのことが公然となってしまうのか心配だが、何か考えはあるか。

義務教育指導課長

指摘のとおりである。教員がオープンな場で子供に対して「君、ちょっと補習必要だから」というようになってしまったときに、子供たちの関係にどう影響するかというのは、非常に大事な御指摘だと思う。そういったことがないよう、市町村が事業を実施していく中で、子供たちの心理的な部分にも配慮して事業を運営できるよう、支援していく。

柳下委員

- 1 第88号議案の5号補正について、子供たちの学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは、教育現場に手厚く、柔軟な教育を求めている。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3か月もの休業なので、子供に計り知れない影響を与えていると思う。何より長期に授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらした。保護者からは、とても教えられないと悲鳴が上がっている。私の下にも、受験を前にして、県としてもしっかりと取り組んでほしいと、議会で取り上げて質問してほしいと、要望が来ている。また、ネット教材に取り組んだ子供もいれば、勉強が手に付かなかった子供もいると思う。長期の休業は、子供の学力の差を広げた点でも深刻だが、子供の各種アンケートを見ると、「イライラする」、「眠れない」、「何もやる気がしない」、

「死にたい」など、子供の痛切な声がかかっている。こうした子供を受けとめる手厚い教育、これには手間も時間もかかると思う。今、学習指導員の教育実習にも役立てると話があった。学習指導員について集中的に質疑がされているが、教員でさえも大変だし、教員が学習指導員を指導して打合せをしたりすると、教員の負担もある。親も子供も教員も、このコロナでくたくたになっている。これをどうしていくかについては、本来なら密を避けるという点で、40人ではなく、20人にして教員をきちんと配置していくとか、教員を目指す人と一緒に子供の学習の遅れを取り戻すために、一緒にやりましようというような構えが必要だと考えている。今回の予算では、学習指導員を1,760人配置するというものだったが、こういう方向で、受験を控えている子供やお母さん方の願いを補習だけで行えるのか疑問で、もっときめ細かく行えるようきちんと予算を確保してもらいたい。私たちは、教員の大幅な増員を求めてきた。教員の増員が今回のコロナ対応では必要と考えるが、いかがか。また、6号補正についても、同じように学習の遅れの解消のために、手厚い教育が必要であり、今こそ教員の増員が必要と考えるが、いかがか。

- 2 スクールバスの運行費3億5,600万円が計上されており、感染リスク低減のために乗車率の高いバスについて増便を実施したということだが、これで終わりではなく、第2波が来る可能性もある。今後については、どのような見通しを持っているのか。これで密が解消され通学できるようになるのか伺いたい。

義務教育指導課長

- 1 今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う学習の遅れへの対応ということで、この事業を計上しているが、この事業だけで子供たちの学習の遅れを解消すべきものではない。例えば、ICTの活用や各学校におけるカリキュラムマネジメントなど、そういったこと全体を通じて子供たちの学習の遅れを解消していこうという考え方である。その上で、教員も当然、学びの遅れ解消のために執務をしていく。御指摘のように、逆に指導員の指導で教員の負担が増えるのではないかという点については、この現状を教員だけに担わせてしまうと、より一層教員の負担が増えるものと考えており、今回、学習指導員という形で予算の審議をお願いしている。

県立学校人事課長

- 1 教員の定数については、国の標準法に基づいている。国による定数改善がなければ、増員、配置は困難な状況にある。本日、何度かお話が出ているが、今回は学習指導員等の対応があるので、こちらの方での現場への支援ということで、御理解いただきたい。

小中学校人事課長

- 1 小中学校についても、県立学校と同様の考えであるが、今回の国の2次補正に係る教員の加配については、小学校6年生、中学校3年生を新たに少人数学級編成する場合を対象としたものである。県内のほとんどの市町村で、6月中に分散登校が終了し、通常登校に戻る予定で動いている。そのため市町村に確認したところ、通常登校後も最終学年を少人数学級編成して指導したいという学校は、小学校数校のみであった。それらの学校については、既存の予算の範囲内で対応したいと考えている。

特別支援教育課長

- 2 4月の段階で乗車率82パーセントを超える34台について予算を承認いただいたところである。特別支援学校の通常日課が開始された6月22日より増便を実施しており、

一定程度の3密が緩和されたと保護者、学校からは大変好評をいただいている。今回の補正については、その状況を今年度一杯実施するための予算である。

柳下委員

- 1 バスの増便の関係で、今年度一杯は実施するとのことだが、特別支援学校はバスだけでなく教室もないなど非常に過密である。その点も踏まえて過密解消のために、バスについては続ける必要があると思うが、引き続きやっていくとなると予算はどれくらいかかるのか。
- 2 教員の定数は当然、国で決めるわけであり、国に増員を強く要望すべきだと思うが、この点について、埼玉の教育の現状を踏まえ、教育長はどのように考えるのか。

特別支援教育課長

- 1 コロナの状況あるいは学校の状況を踏まえて、今後の増便については検討していく。費用は1台当たり、おおむね1,000万円で見積もっている。

教育長

- 2 一般質問で、守屋議員からの質問にもお答えをさせていただいたが、定数改善については、引き続き国に要望していく。

中屋敷委員

スクールバスについて非常にいいことだと思うが、継続できるものであれば先々まで考えてもらう必要もあろうかと思う。4月の補正で3か月、6月22日から実施したということだが、単純に計算すると金額が符合しない部分があるので4月の補正で対応したものが何日間で、6号補正で認められれば対応する日数が何日間か詳細を教えてください。

特別支援教育課長

4月の補正についてであるが、国の要綱で開始日から3か月となっているので、6月22日に開始をして、9月18日までとなっている。また、9月18日から3月25日までが今回の6号補正の分である。

中屋敷委員

計算してみると違うので、休業期間も含まれると思うが、6月22日から9月18日まで何日間対応すべき日があって、9月18日から3月25日まで何日あるのか。

特別支援教育課長

4月の補正の積算根拠であるが、こちらは5月7日から7月21日の平日54日間で最初に積算したものである。ただ、国からの要綱が遅れていたり、あるいは通常の登校が6月22日からということがあるので、そこから平日を換算して47日間で契約をしている。また、6月の補正であるが、こちらについては、引き続き、3月25日までの平日と土曜日の140日間ということで積算をしている。

柿沼委員

5号補正の情報教育推進費について、モバイルルーターの貸出しに関して、借りる方からしてみれば心苦しいところもある方いると思うが、どのような手続で、周囲の配慮はどのように行うのか。また、借りるということは財政的に厳しい家庭が多いと思う。リー

スにしても買取りにしても、よほど故意ではなければ保険で対応すべきで、契約のときに行うべきと考えるが、県の考え方を教えてほしい。

高校教育指導課長

先ほどの補習の配慮と同様に、直接ではなく全体から回収して周りには分からない形とするなど、配慮する。それから保険の件であるが、よほどの瑕疵がなければ、問題がないような形で対応できるよう努めていく。

柿沼委員

直接聞かないで全体で聞くということだったが、そうすると、本当は必要だが言わない生徒がいると思うが、どのように対応するのか。

高校教育指導課長

全体の場で聞くということではなくて、一人一人に紙を配布し、これを回収して調査する。

義務教育指導課長

柳下委員からの質疑について、答弁漏れがあったので説明する。高校受験を控えた子供たちへの進路指導について、特に中学校3年生は、複数年度にわたるカリキュラム編成が認められていないので、しっかりと丁寧に対応を行っていきたいと考えている。例えば、分散登校の際は、中学校3年生については回数を多くする、補習についてもより丁寧に対応するということが考えられる。国からも進路指導については通知が出ているので、子供たちの心理的な側面も含め、丁寧に対応していきたいと考えている。

高校教育指導課長

高校3年生の進路指導についてであるが、臨時休業中から個別指導を行うなど、きめ細やかな対応をしてきた。また、県公立高校入試については、臨時休業による配慮として、学力検査における配慮について現在検討しているところである。

柳下委員

高校入試については、例えば、習っていないところから出ないとか、そうならば安心である。その点についてはいかがか。また、役員を行ったとか、部活等の内申書での取扱いについてはどうなるのか。

高校教育指導課長

入試の出題範囲について、現在、検討しているところである。決まり次第、お知らせする。部活動等の大会が中止となったであるとか、様々な影響があると考えられる。この取扱いは、この後、各学校で選抜基準を定めるので、選抜基準作成のための配慮について、決定後速やかに各学校に通知等していく。

柳下委員

決まり次第対応するということだが、いつ頃なのか。見通しはいかがか。

高校教育指導課長

7月上旬には、発表できるものと考えている。

高校教育指導課長

柿沼委員のモバイルルーターの質疑について、保険適用ができると回答したが、機器の破損については、原則、有償の修理となる。ただ、事故の状況や家庭の状況など様々であるので、このような事故の際には個々に対応していく。

柿沼委員

モバイルルーターの方は買取ということか。修理は有償になるという答弁だと思うが、先ほども言ったが、借りる方の家庭環境は非常に厳しいものがあると思うので、なぜ保険適用にできないのか。買い取るにしても、何年保証とか、そういった形で保証はできると思うが、それをやらない理由は何か。

高校教育指導課長

モバイルルーターについては、その機器ごとにメーカーの保証は付いている。

木下委員長

柿沼委員は、壊した場合の保証について、有償修理になり、保護者負担になる可能性になる部分のことを、なぜ保険適用にならないのかと聞いているので、その答弁をお願いします。

高校教育指導課長

こちらについては、費用対効果を踏まえて、保険の対応はしていないということである。故意や重過失以外は、県の対応で修理する。

柿沼委員

今の答弁であると、メーカー保証に修理が含まれていないということによいか。

高校教育指導課長

故意であるとか、重過失の場合には含まれていない。

柿沼委員

基本的には故意とかではなく、高木委員からもあったように、機器の不具合とかもあると思う。そういうのに関しては有償負担ではなく、メーカーで保証されるということによいか。

高校教育指導課長

その場合はメーカーでの負担ということになる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（埼玉県学力・学習状況調査について）】

荒木委員

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、今年の3月に御承知のとおり全国の学力・学習状況調査はいち早く国の方で中止の決定が下された。このような状況の中で、埼玉県

は、独自の県学力・学習状況調査について、昨年の5年目に引き続き、今年6年目の調査を行うということで、各市町村に5月の段階で実施の意向調査を行った。その結果、62市町村中4市町が調査をしない、辞退をすると表明したと聞いているが、今日現在で、各市町村の状況をまずは伺いたい。

義務教育指導課長

今年度の実施状況については、現時点で5市町が実施をしない方針であり、57市町村が実施をするという方針である。今日の時点の実施状況としては、約3割弱ほどの学校が調査を終えた状況である。

荒木委員

1か月経って、もう一つの市か町が学力・学習状況調査を辞退したということだが、例えば5市町に至っては、具体的にどういった理由で辞退したのか。主なもので構わないので伺いたい。

義務教育指導課長

各市町からは、この臨時休業の中で、例えば、「残りの授業時数において子供たちの学習を終えることが心配だから」という理由、あるいは「3か月の臨時休業を経た中で少しずつ通常の生活に戻っている最中なので、子供たちの状況を考えると今受けることは差し控えたい」というような主旨の回答をいただいている。

荒木委員

今お答えいただいたとおり、現場の混乱が予想される中で、今実施するのが適切なのかどうかということだと思うが、割合でいうと62分の5なので9割以上が実施するということである。そのような話を聞く中で、時期をずらして学調を実施することは検討しなかったのか。

義務教育指導課長

御指摘のとおり、私たちも様々な実施方法を考えた。その中で、今回できる限り各市町村が柔軟に行えるようにした。具体的には、例年は4月の特定の日に全ての市町村が実施をするというやり方をとっていたが、本年度はこれを見直して、6月1日から7月16日までの間で、各学校の都合の良い日を選んで実施できるように、各学校の状況に配慮させていただいた。

荒木委員

3月2日から安倍総裁による休業要請が始まって、春休みを挟んで延長を重ねて6月1日から登校がいよいよ始まる。入学式もしっかりできていないところで、6月に入って入学式を行うという学校もあると認識している。そういう状況の中で、繰り返しになるが、今この調査を行うことに対しては時期尚早というか、やはり優先順位に少し問題があるのかなと私も思うところはあった。確かに今言ったように、6月1日から7月16日までの猶予期間、弾力的な運用ということで期間を設けていただいたということが分かるのだが、実際に5市町が辞退したという状況を受けて、それでも埼玉県学力・学習状況調査を埼玉県としてやるということに踏み切ったことについては、どういった考えの下で実施するという決断に至ったのか、改めて伺いたい。

義務教育指導課長

御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染、これが収まらない中で調査を実施することについては、かなりの議論があった。今回の考え方は、県として、この調査を子供たちの学力の伸び、あるいは学習状況、これをデータに基づいて把握をして、必要な施策は何なのかということを考える上で、非常に重要な調査であると考えている。特に、今回この新型コロナウイルスの感染拡大という前例のない事態になっており、こうした中にあるのは、県あるいは市町村、あるいは学校がデータに基づいて、きちんと次に行うべき適切な施策であるとか、取組を考えていく、これが非常に大事だと考えている。また、この調査の結果であるが、ここから子供たちの状況、学力に限らず、非認知能力、学習状況、生活状況、これを多面的に把握して、子供たちに対して必要な支援を行っていくということが大事だと考えた。そうした中で、本調査を実施するとしたが、一方で、本調査は、市町村の同意を得て実施をしているものであり、御指摘のように子供たちの状況、あるいは市町村の状況も多様であるので、市町村には、再開の状況だとか、子供たちの状況を踏まえた上で、参加の判断をいただきたいということで参加意向を確認することとした。その上で、意向を踏まえて検討した結果、県として参加意向のある市町村で、実施日に幅を持たせる、あるいは今回、学年の中でも、同じ日にやらなくてもよいということで、ここも柔軟にしたので、そういった柔軟な対応を行うことも含めて調査を実施するということと判断した。

荒木委員

県としての、言わば教育としての肝煎り事業的な位置付けで、小学校4年生から中学校3年生までの6年間通しでやるという今年は節目の年に、ちょうどこういうコロナ禍の影響で難しい状況になってしまったと思う。いろいろなこれまでの埼玉県としての思いや、今後のエビデンスをしっかりと取れるのだという説明だったと思うが、そうは言っても57の市町村で、既に行っているところが30パーセント程度という話もあった。これは、ただでさえ授業が遅れている中で、3か月の遅れを取り戻そうということで必死になって現場の教員や保護者も一体となって協力しているが、負担が大きいのしかかってきているであろうということが想像される。こうした負担に対する軽減策について、県として何かフォローするなどの具体的な事例はあるのか。

義務教育指導課長

今回、大きく分けて二つ、今年度の新たな工夫を行っている。まず、今年度の調査であるが、先ほども答弁申し上げたとおり、学校の教育計画に柔軟に組み込めるように、6月1日から7月16日の間で、7週間で市町村や学校の判断で最も都合の良いときに調査を実施できるという形に設計を変更した。また、学校単位や学年単位で調査日を分けられるようにもした。これによって1日に調査日が集中するのを避けて、学校の負担の分散も図れると考えている。これらに加えて、今後、調査の結果をフィードバックするとき、学校がしっかりと使いやすく、かつ、分析しやすい資料を提供させていただいて、学校がもらってどうしたらよいか分からないということがないように、しっかりと学校の取組も促していきたいと考えている。

荒木委員

いろいろな形でフォローしていることは確認できた。であるとすれば、この学力・学習状況調査の意向を市町村に尋ねるということだが、残念ながら、5市町は辞退してしまった。今年は6年目の節目の年に当たる。むしろこういう状況であるからこそ、学力・学習状況調査を行うことによって、確証、エビデンスが得られるということだと思う。そうす

ると5市町については、確かに任意であるとはいえ、もう一つ、県としての熱意というか、意向というか、そういうものが伝わり切れていないことがあるのかと思う。今、答弁いただいたように、しっかりと工夫をして、非常に様々な形で対応しているにもかかわらず、なかなか理解いただけなかった部分があるのではないかと思う。繰り返しになるが、強制ではないにしても、一律でできなかったことについて、県としてどのようにお考えか、それについて認識を改めて伺いたい。

義務教育指導課長

今回、調査が6年目で学校の1サイクルを迎える中で、通常どおりの形でできなかったことは、新型コロナの影響があるにせよ残念である。ただ一方で、今回、この5市町が調査の実施をしないと決めた理由というのは、それは子供たちの状況、あるいは学校の状況、現場を見て判断したことであるので、この点については尊重したいと思う。その上で、調査をできなかった5市町についても、県学力調査の今年度の実施から得られる知見、ノウハウ、こういったものはしっかりとお知らせして、各市町の指導に生かしていただきたいというふうに考えている。

荒木委員

丁寧な説明をいただき、お礼申し上げます。是非とも、子供たちのために、しっかりとやっていただきたい。経年変化を追えるというのは、確か自治体初となる埼玉県の実践である。IRTの手法によって、学力を数値化し測れるということで、難易度にかかわらずしっかりとテスト結果を比較できるということだと思うので、こうした調査を県が行うのであれば、子供たちの進路指導や将来にしっかりとつながる学力・学習状況調査にすべきと考える。最後に、そのことについて高田教育長に所見をお尋ねしたい。

教育長

私は、子供たちの知・徳・体、バランスの取れた子供たちを育てたいと思っているが、中でも埼玉県の子供たちの学力向上が、最も大きな課題だと受け止めている。この県学力調査を通じて、子供たち一人一人の頑張りが見えるということである。経年変化をきちんと追って、毎年30万人のビッグデータを研究者とともに研究をすることで、授業改善のいろいろなアイデアを得られるということになっている。子供たちに学力をつけてあげることが、将来、いろいろな進路に子供たちが就いていくので、子供たちの可能性をいろいろと広げていくことにもつながるだろうと思っている。是非、子供たちがこうしたものなどを活用して、しっかりと学力を上げて、将来、夢と希望をもって羽ばたけるような、そんな子供たちを育てていきたいと思う。今回の御指摘を踏まえて、真摯に取り組んでいく。

中屋敷委員

- 1 私も県学力調査の価値は認めている。現在の状況で、教育長が所信を述べた時も授業時数の確保が大事だと言っていた。県学力調査の時間の取扱いも非常に大切である。それについて説明してほしい。
- 2 県学力調査はパーソナルデータであり、受検しない5市町はどうなるのか。5市町に対するフォローもしっかりやらないと、本調査の意義を失いかけてしまうのではないか。

義務教育指導課長

- 1 新型コロナの影響で授業時数の確保が難しくなってきた中で、これを確保していくことが大事だということは、臨時休業期間中からお伝えしてきた。具体的に申し上げ

ると、夏休みの時間の短縮、行事の準備時間の縮減、土曜日の活用など様々な方策を提案している。ある市町村の教育長が動画で、150時間程度の授業時数が欠損している中でも、様々な取組を行うことで約150時間のフォローができると紹介している。そのような中で、県学力調査の実施時間を授業時数として算定するかどうかについては、市町村や各学校の判断になるが、特例的な措置として授業時数に含めるという考え方もできると思う。

- 2 これまでの県学力調査の実施により30万人のビッグデータが蓄積されてきた。それをいろいろな研究者と連携して統計的に分析してきた。その中で、例えば、主体的・対話的深い学び、いわゆるアクティブラーニングが子供たちの非認知能力や学習方略を伸ばし、学力向上に資するということが分かってきた。このような点については、たとえば5市町が抜けたとしても、受検する子供たちの数は、20万人以上のビッグデータとなるので、そこから得た考え方などを、参加しなかった市町にも提供できるものであると考える。つまり、個人ごとのデータというよりも、ビッグデータから得たものを参加しなかった5市町に提供できると考えている。

中屋敷委員

おおむね了解した。授業時数のことについて話をしたのは、県として、県学力調査の実施時間を授業時数として扱ってよいと言え、5市町も参加していたのではないかと思う。市町村教育委員会の判断と言え、それまでだが、この危機的な状況にあって、県教育委員会として、それを越えるような考え方は何かできないものか。授業時数として扱うと言え、5市町も参加したのではないかと考えるが、教育長はどう考えるか。

教育長

県教育委員会と市町村教育委員会の関係性については、あくまでも市町村教育委員会の判断で日常の教育活動が行われているわけであるが、委員のお話のとおり、今回のような危機的な状況を県全体で乗り越えていければと考えている。例えば、学校で感染者が出た場合の対応について、県立学校での対応方法を決め、市町村に対しても参考までにお知らせして、「このとおり対応していただければ心配ないです」というような考え方を示しているところである。委員の御指摘を踏まえて、県としての立場を自覚して、リーダーシップを発揮するところは発揮して、市町村を尊重しながら、乗り越えていきたいと考えている。

中屋敷委員

各市町村の教育委員会は対等であると教育長は言ったが、市町村は、県がどう判断するのかをずっと見ているので、あるべきはこうであるという指摘は、対等でありながらも、もっとできると認識している。そのような工夫をするということなので期待をさせていただく。(意見)

高木委員

埼玉県学力・学習状況調査は得られたビッグデータを使用し、施策に生かしていくものであると認識している。現にOECD教育・スキル局長が絶賛した調査だと聞いている。その理由は、単なる問題を解くだけの調査ではなく、それ以外にも保護者の社会的地位や教員の質、学校の資源などを分析しており、ビッグデータとしての価値を持っているからであると認識している。しかし、優れた調査結果を持ちながら、学力調査の結果が悪い学校には指導主事を派遣するという話を聞いたことがある。そうすると結局は、全国学力調

査の順位を上げるためのものに目的が変わってきているのではないかと懸念している。教育長の考えを伺う。

教育長

これまで学校の授業は教員の一人一人の経験やパーソナリティーに伴って、状況を把握する方法しかなかった。教員の力量に任せていた状況で、どうやったら授業を改善して、子供たちの学力向上に寄与できるのか、見える化することが課題であった。この県学力調査は、一人一人の学力の伸びを子供にも、保護者にも、学校にもデータを共有し、取組のPDCAサイクルを回していくことが大きな目標であると考えている。これを学校全体、あるいは市町全体の取組として、どのような取組が学力向上につながったかを把握し、学校全体や市町村教育委員会の学力向上施策のPDCAを見える化して、回していくのが重要であると考えている。今後も研究者の知見も活用しながら、質問紙調査に新型コロナウイルスの休業の影響も調査ができるようであれば、質問紙に入れて、データを整理し、今後の県の施策立案に役立てていきたいと考えている。

【所管事務に関する質問（教員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について）】

柳下委員

- 1 7月12日に埼玉県公立学校教員採用選考試験第1次試験が実施されるとのことだが、新型コロナウイルス感染防止対策という点から発熱や咳などの症状がある方は試験を受けられないとのことだが、事実はどうか。また、別室で試験を受けるとか、別の日に受けられるといった予定はあるのか。
- 2 総務省からは3月10日の通知で「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた試験日程の検討、受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟など試験日程の配慮」など総務部長宛てに来てしていると聞いているが、この点について、どう対応、検討したのか示してほしい。
- 3 教員という職業の大変さから試験を受けたいという人が少なくなっているとも聞いている。今回、埼玉県は5,000人から6,000人の受験者がいるとのことである。コロナの影響で1次試験も遅れたようであるが、「感染が疑われる方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません」とのことだが、一人でも多くの受験希望者に機会を与えるべきではないかと考える。この点について、改善の方向で努力してほしいが、どうか。
- 4 島根県ではコロナに感染した人には受験日を改めて設定すると聞いているが、事実はどうか。知事も代わり、教育長も代わり、新しい体制の中で埼玉から全国へコロナ対策という特別の事情への対応として発信していただきたいと思う。受験者が、万が一コロナに感染してしまったり、受験できなかった場合、対応できるように考えていただきたい。

教職員採用課長

- 1 新型コロナウイルス感染防止対策という点から発熱や咳などの症状がある方は、当日の受験を控えるよう、教職員採用課のホームページで周知している。また、別の日に受験する、いわゆる再試験などの予定はない。
- 2 令和2年3月に総務省から、「受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮」という通知が出ている。しかし、この通知には「地方自治法第245条の4の技術的助言に基づくもの」との記載があり、

法律上、必ずしも自治体が従わなければならないものではない。私どもも、新型コロナという今までに経験したことのない状況の中で、採用試験については様々な検討を重ねてきた。その結果、第一に公平・公正な試験実施のためには、同一の試験問題で行うのが望ましいこと、第二に再試験を行った場合、その後のスケジュールに影響が及ぶこと、以上のような点を考慮し、総合的に検討した結果、再試験を実施しないこととした。

3 一人でも多くの受験希望者に機会を与えるべきとのことだが、受験者にとって採用試験が大変重要な機会であることは認識している。しかし、先ほど申し上げたように、公平・公正な視点から、また、スケジュールに影響が及ぶため、再試験を実施しないこととした。

4 島根県は、委員お話しのとおり、再試験を実施すると伺っているが、他県の教員採用試験では、多くのところが再試験は実施しないと伺っている。また、本県の職員採用試験、警察官採用試験のいずれも、再試験は実施しないと聞いている。

柳下委員

公平公正な観点から再試験を実施しないと。これは逆だと思う。公平な観点から考えると、今回のコロナというのは特別な状況で、自身の不注意でかかっているわけではないのであるから、そういう点では、初めてのケースである。それゆえ、総務省は、再試験などについての通知を出したのだと思う。先ほどの答弁では、地方自治法245条の4により、自治体が従う必要はないという。ではなぜ、総務省はこのような通知を出すのか。そして島根県のように実際に対応したところもある。本県に比べると島根県は人数が少ないかもしれないが、現状を考えると、教員が大変なときなので、「埼玉県の教員になりたい」、「試験を受けたい」という人を、特別扱いでなく、このような状況であるから、別の部屋を用意する、別の日に行うなどにより再試験を実施することはできないか。コロナの関係で元々の日程も遅れているわけである。その点について、国からの通知に従う必要がないというのはいかがかと思うがどうか。

教職員採用課長

今、委員から、採用試験の時期を遅らせたとの御発言があったが、1次試験の7月12日は当初から予定していたところである。日程を遅らせたということはないので御承知おきいただきたい。

柳下委員

日程はコロナの問題が起きる前、昨年から決まっていたのか。コロナにかかってから2週間後、例えば2次試験と併せてやるなど、様々な研究ができるかと考えるがどうか。

教職員採用課長

例えば、コロナの影響で第1次試験を受けられなかった場合、2週間後に再試験を行うと仮定した場合、その後の2次試験等のスケジュールを単純に2週間ずらしていくこととなる。採用試験合格後には、意向聴取を合格者に対して行ったり、人事異動等との調整もあり、様々な事務の動きもある。これらを考えると、10月中旬に最終合格を予定しているところであるが、そういった状況から、再試験の日程を入れるというのは、スケジュール上非常に困難であるので、御理解いただきたい。

柳下委員

理解はできない。本村伸子衆議院議員を通じて、総務省、文部科学省から通知を入手し、

国が都道府県、政令市に対してどのような対応を求めていたか確認した。受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討と柔軟な試験日程の配慮については、総務省の2020年3月10日の通知で、「受験者が感染した場合又は感染が疑われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各地方公共団体の実情に応じ、配慮いただくようお願いします」と書かれている。受験者への対応ということで、4月20日付けの文部科学省通知では、「新型コロナウイルス感染症等により1次試験を受験できなかった者に対しては、2次試験の際に1次試験と併せて実施できないか検討している」など、5月18日付けの文部科学省通知では、「新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある受験者については、事前の自己申告により、追試験を2週間後以降に受験させることを検討している。当日に感染の疑いのある者については、受験者の意思により、別の日又は別室での受験を行うことを検討している」とある。これらについて、認識しているのか。

教職員採用課長

総務省の通知と同様に、そのような話があることについては承知している。私どもとしても、そういった国の考え方も含めて、検討した結果である。当然、他の自治体の状況等も情報収集したが、やはり、どの自治体も悩んでいるようであった。結果的に、島根県は再試験を行うということだが、その他、どの自治体も、私どももそうだが、悩みに悩んだ結果、このような形とさせていただいた。

柳下委員

質問に対する答弁としては、納得はできない。あるときは、国がやるから県としてもやらざるを得ないというが、今回の問題に関しては、国が言っても検討課題としないとする。5,000人から6,000人が埼玉の教員になろうと受験をするわけである。これだけコロナが流行している特別な状況である。皆、マスクをしたり、換気したりで気を付けているが、自分の責任でなく何らかの理由でかかってしまうこともあり、その時には、例えば、別の場所、別の日程にするなどの検討は必要なのではないかと私は申し上げておきたい。教育長も就任の時に話をしていたが、現場の声という点では、学校の先生方からも、これから先生になるかもしれない方の問題として、別の日を設けて試験を行ってほしいという要望が出ていると思うので、その点について、今後も検討をお願いし、質問を終える。(意見)